

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に係る 子育て世帯への臨時特別給付（仮称）について

11月26日、「令和3年度一般会計補正予算（第1号）」等が閣議決定された。我々の提言・要請等を踏まえた内容であり、取りまとめにあられた与党や政府関係者の方々のご尽力に感謝申し上げます。引き続き、地方三団体としても、国と協力して、住民生活及び地域経済の安定を図るため、必要な対策に全力で取り組む決意である。

一方、今回の子育て世帯への臨時特別給付（仮称）については、今後、地方自治体において、ワクチンの追加接種をはじめとした新型コロナウイルス感染症への対応や、年度末に向け住民の転出・転入時期に重なることなども想定されることから、国においては、事業実施に当たり、地方と十分協議のうえ、その意見を反映していただきたい。

（事務負担の軽減等について）

子育て世帯への臨時特別給付（仮称）の実施に当たっては、地方自治体に過度な負担が生じることのないようにするとともに、住民に対し少しでも早く給付するため、市区町村が柔軟に対応できるような仕組みとすることや事前の準備経費も含め全ての事務経費について国が負担することなど、十分な支援を行っていただきたい。

（実施方法等の早急な提示について）

給付金の給付については、特に、16歳以上の子がいる世帯への対応など早急に提示していただきたい。

また、子育て世帯へのクーポン等の給付については、対象経費の範囲や利用店舗の設定などの事業内容、実施方法及び要綱等について、各地方自治体において混乱や支障が生じないように、早急に提示していただきたい。

（国民への周知等について）

給付の目的や所得制限のあり方、また、クーポン等の給付の内容等について、国の責任において、国民に対する十分な周知を図るとともに、国民からの問い合わせについては、国がコールセンターを設置するなど、丁寧に説明願いたい。

令和3年11月30日

全国知事会会長 平井 伸治
全国市長会会長 立谷 秀清
全国町村会会長 荒木 泰臣